

平成29年度
大子町行政評価報告書

平成29年12月
大 子 町

【目 次】

1	行政評価の位置づけ	1
2	行政評価実施の効果	2
3	行政評価の実施について	2
4	行政評価の種類	2
5	行政評価の手法	3
	（1）評価対象事業の選定	
	（2）事務事業評価調査書の作成及び一次評価の実施	
	（3）利用者及び担当課等ヒアリングの実施	
	（4）事務事業評価委員会による二次評価の実施	
	（5）評価結果の議会への報告及び公表	
6	事務事業評価結果	4～25
	大子町行政評価実施要綱	26～27

大子町の行政評価

1 行政評価の位置づけ

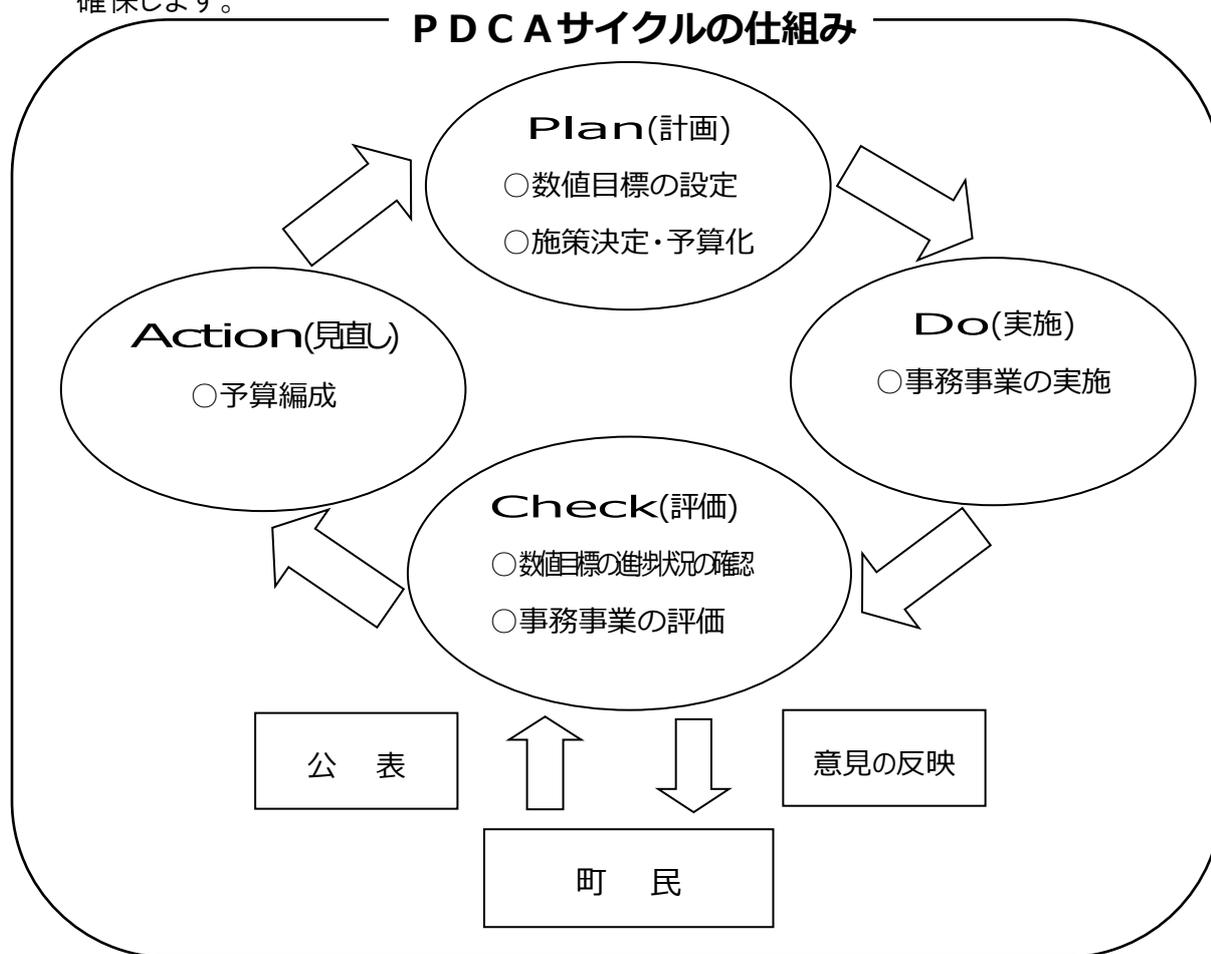
本町における行政評価制度の導入については、平成22年度から平成31年度までの10年間を計画期間とする「大子町第5次総合計画」の「基本構想」において、当計画の進捗状況などの進行管理を目的に、今後、町として行政評価の実施に向けて取り組んでいくことが明記されているところです。

「大子町第5次総合計画」に盛り込まれた施策を進めていくに当たっては、基本計画や実施計画に沿って個別の事務事業を推進していくことになります。

この計画が計画どおりに進捗しているかについては、Plan(計画する)、Do(実施する)、Check(評価する)、Action(見直しする)のマネジメントサイクルにより進行管理を行います。

具体的には、施策ごとに目標指標を設定し、毎年度測定することにより、前年度の活動内容を評価し、次年度以降の取組みに反映させるものです。

また、その評価については、広く住民に公表し情報の共有を図り、計画の進行管理を確保します。



2 行政評価実施の効果

行政評価の実施及びその評価結果を町の施策に適切に反映させていくことで、次のような効果が期待されます。

(期待される効果)

- ① 町民に対する行政の説明責任(アカウンタビリティ)の向上
- ② 町民本位の効率的で質の高い行政の実現
- ③ 町民の視点に立った成果重視の行政への転換

3 行政評価の実施について

行政評価制度は、本町の状況に適した制度の整備とともに、評価が円滑に進められるよう実施しています。

なお、平成24年度は行政評価の実施に向けた制度や実施方法の職員への周知及び問題点の洗い出し等を目的とした「行政評価の試行」を行い、平成25年度から本格実施とし、行政評価を活用することで、総合計画の進行状況を管理してまいりました。

4 行政評価の種類

行政評価は一般的に、評価対象とされる町の総合計画の段階によって「政策評価」、「施策評価」及び「事務事業評価」の3つに区分されます。

区 分	内 容
政 策 評 価	町の発展に向けた基本的な方向性を示す政策(「大子町第5次総合計画」の「基本構想」で示されている「3つの目標」、「7つの重点戦略」及び「基本計画の推進方向」で示された各政策)を評価するもの。
施 策 評 価	政策を実現するために総合的・体系的に示された各分野において取り組むべき施策(「大子町第5次総合計画」の「基本計画」で示されている各施策)を評価するもの。
事 務 事 業 評 価	施策の目的を実現するための具体的な手段である事務事業(「大子町第5次総合計画」の「実施計画」に記載された具体的な事業)を評価するもの。

本町が当面実施していく行政評価は、町の取組みの基本的な単位であり、町民や職員にとって最も身近な取組みである「事務事業」を対象とする、「事務事業評価」を行うこととしました。

5 行政評価の手法

(1) 評価対象事業の選定

平成29年度の評価対象事業は、大子町第5次総合計画の枠組みの中で策定された「大子町まち・ひと・しごと創生総合戦略」の3つの視点(しごとづくり・ひとづくり・まちづくり)の中から「ひとづくり」を選定し、当該視点に基づいた事務事業の中から、大子町行政評価実施要綱第2条の規定に基づき、副町長が21事業を選定しました。

(2) 事務事業評価調査書の作成及び一次評価の実施

各課等の担当者は評価対象事業について、「事務事業評価調査書」を作成し、所属長がチェック(一次評価)を行いました。

(3) 利用者及び担当課等ヒアリングの実施

評価対象事業の利用者である子育て世帯や担当課の声を吸い上げるため、平成29年度はヒアリングを実施し、意見を集約しました。

(4) 事務事業評価委員会による二次評価の実施

副町長、教育長、総務課長、まちづくり課長及び財政課長で構成する大子町事務事業評価委員会において、利用者及び担当課等ヒアリングの結果に基づき、各課等から提出された事務事業評価調査書の審査を行いました。

(5) 評価結果の議会への報告及び公表

評価結果の内容については、議会へ報告後、町ホームページ等で公表します。

【参考:事務事業評価の工程】

評価対象事業の選定	副町長が必要性を勘案して決定
↓	
事務事業評価書作成依頼	まちづくり課長から各課長等に作成を依頼
↓	
一次評価 (事務事業評価書の作成・提出)	担当者が作成し課長等がチェック
↓	
事務事業評価委員会による審査	評価委員会による一次審査
↓	
事務事業評価委員会による 利用者ヒアリング	評価委員会が選定した事業について利用者(子育て世帯)から聞き取り
↓	
事務事業評価委員会による 評価書ヒアリング(担当課等ヒアリング)	評価委員会が選定した事業について担当課長等から聞き取り
↓	
二次評価 (事務事業評価委員会による審査)	評価委員会による最終審査
↓	
事務事業評価(最終結果)の決定	町長の承認
↓	
議会への報告	
↓	
公表	町ホームページ等に掲載

6 事務事業評価結果(総括表)

No.	担当課	事務事業名	総合評価		評価コメント等
			一次評価 (担当課評価)	二次評価 (委員会評価)	
1	まちづくり課	定住促進教育ローン支援事業	1 継続(現行どおり)	1 継続(現行どおり)	
2	建設課	子育て支援住宅建設	1 継続(現行どおり)	1 継続(現行どおり)	
3	建設課	子育て世帯住宅建設助成金	1 継続(現行どおり)	1 継続(現行どおり)	
4	福祉課	保育料サポート事業	4 見直し(改善)	1 継続(現行どおり)	
5	福祉課	障害児ふれあい広場事業	1 継続(現行どおり)	1 継続(現行どおり)	
6	福祉課	子育て支援センター事業	1 継続(現行どおり)	1 継続(現行どおり)	要望の声に応じて、ニーズに応じた事業展開方法を検討すること。
7	福祉課	障害児保育事業	1 継続(現行どおり)	1 継続(現行どおり)	
8	福祉課	病児・病後児保育事業	1 継続(現行どおり)	1 継続(現行どおり)	
9	福祉課	一時保育事業	1 継続(現行どおり)	1 継続(現行どおり)	
10	福祉課	放課後児童健全育成事業 (放課後児童クラブ事業) だいが放課後児童クラブ分	1 継続(現行どおり)	2 見直し(拡充)	①6年生までの拡充を検討すること。 ②利用者目線に立ち、放課後子ども教室推進事業との窓口の一本化に向けて検討を行うこと。
11	福祉課	放課後児童健全育成事業 (放課後児童クラブ事業) なかよし放課後児童クラブ分	1 継続(現行どおり)	2 見直し(拡充)	
12	福祉課	ファミリー・サポート・センター事業	1 継続(現行どおり)	4 見直し(改善)	他事業との連携及びPR方法について見直しを行うこと。
13	健康増進課	水戸赤十字病院産婦人科医療補助金	1 継続(現行どおり)	1 継続(現行どおり)	
14	健康増進課	電子母子手帳サービス事業	1 継続(現行どおり)	1 継続(現行どおり)	
15	まちづくり課	大子清流高校魅力アップ事業	2 見直し(拡充)	2 見直し(拡充)	役場全体で検討を行い、推進すること。
16	教育委員会事務局 (学校教育担当)	筑波大学との連携による学力向上推進事業	1 継続(現行どおり)	4 見直し(改善)	役場全体で筑波大学との連携協定内容を確認し、見直すこと。
17	教育委員会事務局 (学校教育担当)	学びの広場サポートプラン事業	1 継続(現行どおり)	1 継続(現行どおり)	
18	教育委員会事務局 (学校教育担当)	教育支援センター事業	1 継続(現行どおり)	4 見直し(改善)	運営場所の選定を含めて、効率化を図ること。
19	教育委員会事務局 (学校教育担当)	児童生徒読書推進事業	1 継続(現行どおり)	2 見直し(拡充)	読書のまち推進強化に向け、検討を進めること。
20	教育委員会事務局 (生涯学習担当)	図書館「プチ・ソフィア」の管理運営	1 継続(現行どおり)	1 継続(現行どおり)	利便性の向上について、検討を行うこと。
21	教育委員会事務局 (生涯学習担当)	放課後子ども教室推進事業	1 継続(現行どおり)	1 継続(現行どおり)	利用者目線に立ち、放課後児童健全育成事業との窓口の一本化に向けて検討を行うこと。

No.	1
-----	---

担当課等	まちづくり課
------	--------

総合計画	第2章 活力あるまちづくり
	第3項 新たな雇用の場の創出
	第3節 移住・定住のための環境整備

事務事業名		定住促進教育ローン支援事業				
事業概要	対象	教育ローンを借りている者				
	目的	大学等の就学に当たり、教育ローンの返済を行う者に対して、助成金を交付することにより、若者のUターンを促進し、定住の促進を図る。				
	実施内容	平成28年3月以降に大学等を卒業する者に係る教育ローンの返済残額(卒業時点)の1/2(上限100万円)を、当該大卒者等の親等に対し、5年にわたり助成金として交付する。				
	当該度事業費 (単位:千円)	財 源 内 訳				
	364	国支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源
						364
状況説明		原則、金融機関と教育ローンの契約をした日から3か月以内に、町に対して登録申込みをしてもらい、卒業後、5年にわたり返済残額の1/2を助成する。ただし、既に借入れを行っている者で、平成28年3月以降に大学等を卒業する者に係る教育ローンの返済残額がある者については、経過措置として助成の対象とする。				
総合計画における数値目標		区分(数値目標名)				単位
		計画策定時	平成31年度	進捗状況		

【事務事業の評価】

◎一次評価(担当課においての評価)

I 評価基準ごとの評価

目的妥当性	有効性	効率性	公平性
妥当である	妥当である	どちらともいえない	どちらともいえない

II 総合評価

今後の方向性	1 継続(現行どおり)
本事業は5年間の定住を想定しており、短期間での効果が見えないため、今後も本事業を継続していく必要があると考える。	
〔担当所属長意見〕	
昨年度に初めて実績が出た事業であり、少なくとも3年間継続し、その結果を検証した上で、方向性を検討する。	

◎二次評価(事務事業評価委員会による評価)

今後の方向性	1 継続(現行どおり)
〔具体的内容〕	
—	

No.	2
-----	---

担当課等	建設課
------	-----

総合計画	第1章 住みよいまちづくり
	第1項 健やかに暮らせるまちづくり
	第1節 安心して子育てができる環境づくり

事務事業名		子育て支援住宅整備事業				
事業概要	対象	新婚世帯, 子育て世帯				
	目的	若者夫婦に特化した町営住宅を整備し, 移住者等呼び込むとともに, 人口の流出を防ぎ, 子育て世帯を中心とした定住人口の増加を図る。				
	実施内容	町内の工務店等から提出された住宅プラン図をもとに子育て中の女性の意見を参考とするなどした公募型簡易プロポーザルにより設計原図を選定し, 公営住宅としての整備基準に適合する内容での実施設計を行い, プラン図が選定された工務店との随意契約により住宅建設を行うもの。 大子町子育て支援住宅整備計画(平成29年3月策定)では, 平成36年度までに100戸整備することを目標としている。				
	当該度事業費 (単位:千円)		財源内訳			
	209,202	国支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源
	58,803				150,399	
状況説明	<p>・平成28年度は上小川第二住宅で12戸計画のうち6戸を建設し, 内大野住宅で造成工事を行い, 袋田地区, 芦野倉地区(H29繰越)で用地を取得した。</p> <p>・平成29年度は上小川第二住宅で残る6戸を建設し, 内大野住宅では7戸計画のうち4戸を建設する。袋田第二住宅では造成測量設計, 造成工事を実施し, 芦野倉住宅では造成測量設計, 造成工事を実施する。</p>					
総合計画における数値目標	区分(数値目標名)				単位	
	子育て支援住宅の建設				戸	
	計画策定時	24	平成31年度	78	進捗状況	40

【事務事業の評価】

◎一次評価(担当課においての評価)

I 評価基準ごとの評価

目的妥当性	有効性	効率性	公平性
妥当である	妥当である	妥当である	妥当である

II 総合評価

今後の方向性	1 継続(現行どおり)
子育て世帯への支援を行うにあたって住宅確保は基本であり, 継続が妥当である。なお, 今後の戸数増加に伴い, 行政側の管理体制を整える必要がある。	
[担当所属長意見]	
住宅の整備により, 子育て世帯等の定住促進が図られる。	

◎二次評価(事務事業評価委員会による評価)

今後の方向性	1 継続(現行どおり)
[具体的内容]	
-	

No.	3
-----	---

担当課等	建設課
------	-----

総合計画	第1章 住みよいまちづくり
	第1項 健やかに暮らせるまちづくり
	第1節 安心して子育てができる環境づくり

事務事業名		子育て世帯住宅建設助成金					
事業概要	対象	町内の子育て世帯, 町外から移住する子育て世帯					
	目的	子育て世帯が住宅を新築又は増改築等を行う場合に費用の助成を行うことで住環境の整備を促進し,かつ子育て世帯の経済的負担を軽減するもの。					
	実施内容	18才以下の児童等が居る世帯が, 町内の建設業者において住宅建設等(新築, 増築, リフォーム)を行う場合に工事費を助成するもの。 助成金の額は,新築,増築の場合は床面積1㎡当たり1万円, リフォームの場合は工事費に15/100を乗じた額で, 限度額は新築が100万円, 増築もしくはリフォームで50万円である。					
	当該度事業費 (単位:千円)	財 源 内 訳					
	14,777	国支出金	6,389	県支出金	地方債	その他	一般財源
							8,388
状況説明	・平成28年度 助成件数23件(新築10件, 増築2件, リフォーム11件) ・平成29年度 新築11件,増築・リフォーム7件を予定件数として実施している。						
総合計画における数値目標	区分(数値目標名)						単位
	子育て世帯住宅建設助成金交付						棟
	計画策定時	24	平成31年度	70	進捗状況		78

【事務事業の評価】

◎一次評価(担当課においての評価)

I 評価基準ごとの評価

目的妥当性	有効性	効率性	公平性
妥当である	妥当である	妥当である	妥当である

II 総合評価

今後の方向性	1 継続(現行どおり)
子育て世帯への支援を行うにあたって住宅確保は基本であり, 子育て世帯を優遇するメニューにより本制度は充実していることから, 事業内容及び申請手順の周知を図りながら継続が妥当である。	
〔担当所属長意見〕	
子育て支援事業として, 本事業は有効と思われる。	

◎二次評価(事務事業評価委員会による評価)

今後の方向性	1 継続(現行どおり)
〔具体的内容〕	
-	

No.	4
-----	---

担当課等	福祉課
------	-----

総合計画	第1章 住みよいまちづくり
	第1項 健やかに暮らせるまちづくり
	第1節 安心して子育てができる環境づくり

事務事業名		保育料サポート事業				
事業概要	対象	保育料の賦課の対象となる保育所入所児童の保護者				
	目的	子育て世帯を経済的に支援し、保護者の福利向上を図る。				
	実施内容	保育料を無料化する。				
	当該度事業費 (単位:千円)	財 源 内 訳				
	28,000	国支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源
					28,000	
状況説明	保育料の無料化を、平成27年度から実施している。					
総合計画における 数値目標	区分(数値目標名)					単位
	計画策定時		平成31年度		進捗状況	

【事務事業の評価】

◎一次評価(担当課においての評価)

I 評価基準ごとの評価

目的妥当性	有効性	効率性	公平性
妥当である	どちらともいえない	妥当である	妥当である

II 総合評価

今後の方向性	4 見直し(改善)
経済的負担の軽減には大いに効果的であるが、将来的に整理すべき課題もある。	
〔担当所属長意見〕	
町長の子育て支援施策の中でも、目玉事業のひとつであり、今後も継続すべき意義のある事業と認識している。	

◎二次評価(事務事業評価委員会による評価)

今後の方向性	1 継続(現行どおり)
〔具体的内容〕	
—	

No.	5
-----	---

担当課等	福祉課
------	-----

総合計画	第1章 住みよいまちづくり
	第1項 健やかに暮らせるまちづくり
	第1節 安心して子育てができる環境づくり

事務事業名		障害児ふれあい広場事業				
事業概要	対象	在宅の就学前の障害児と保護者				
	目的	障害児の健全育成と保護者間の交流、情報交換により障害児及び保護者の福祉向上を図る。				
	実施内容	委託先:特定非営利活動法人だいが(町単独事業) (事業目的) ・子育て親子の交流の場の提供 ・障がい児を持つ親へのカウンセリング及び相談支援 ・幼児教育や障がい児教育等についての勉強会開催 ・家庭における食育の支援				
	当該度事業費 (単位:千円)	財源内訳				
		国支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源
	650					650
状況説明	・毎月4回程度開催 (9:00 ~ 12:00) ・実施場所:NPOだいが北田気事業所 ・事業内容:障害児親子の交流の場の提供、障害児を持つ親へのピアカウンセリング及びカウンセラーによる相談支援					
総合計画における数値目標	区分(数値目標名)					単位
	計画策定時		平成31年度		進捗状況	

【事務事業の評価】

◎一次評価(担当課においての評価)

I 評価基準ごとの評価

目的妥当性	有効性	効率性	公平性
妥当である	妥当である	妥当である	どちらともいえない

II 総合評価

今後の方向性	1 継続(現行どおり)
障がい児及び障がい児を持つ親を対象とした相談支援、食育支援を実施しており、今後も継続的に活動し、関係者のコミュニケーションを進めてもらいたい。	
〔担当所属長意見〕	
主に就学前の障がい児の集いの場の提供、また、その親に対するカウンセリングが主な活動内容であり、障がい者福祉の増進のために必要な事業である。	

◎二次評価(事務事業評価委員会による評価)

今後の方向性	1 継続(現行どおり)
〔具体的内容〕	
—	

No.	6
-----	---

担当課等	福祉課
------	-----

総合計画	第1章 住みよいまちづくり
	第1項 健やかに暮らせるまちづくり
	第1節 安心して子育てができる環境づくり

事務事業名		子育て支援センター事業				
事業概要	対象	町内に住所を有する子育て中(小学校就学前)の親子及び子育てを支援する団体及び個人				
	目的	地域において子育て親子の交流と子育て家庭に対する子育て支援を行う, 子育て支援センター事業を実施することにより, 子育ての不安感等の緩和を図り, 安心して子育ての, 子育てのできる環境を整備し, 地域の子育て支援機能の充実を図る。				
	実施内容	【委託先】 大子町社会福祉協議会 ・子ども子育て支援交付金 負担割合 (国1/3 県1/3 町1/3) ・地域子育て支援拠点事業 センター型 (開設日数:6日, 年間開設日数:275日)				
	当該度事業費 (単位:千円)	財 源 内 訳				
	国支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源	
9,202	3,067	3,067			3,068	
状況説明	【平成28年度実績】 ①「たんぽぽ広場」登録人数73名, 利用者数(延べ)2,135名 ②「一般開放」利用者数(延べ)805名 ③相談援助事業 相談件数 36件 ④観劇 年2回開催 (参加者 687名)					
総合計画における数値目標	区分(数値目標名)				単位	
	計画策定時	平成31年度	進捗状況			

【事務事業の評価】

◎一次評価(担当課においての評価)

I 評価基準ごとの評価

目的妥当性	有効性	効率性	公平性
妥当である	妥当である	妥当である	妥当である

II 総合評価

今後の方向性	1 継続(現行どおり)
町外・県外から引っ越してきた若いお母さんたちの意見交換の場となっている。町に対する要望等もあり, 町長を交えた懇談会も開催した。今後も, 継続して進めていくべきと考える。	
〔担当所属長意見〕 子育て支援事業の一環として, 必要かつ意義のある事業と考えている。	

◎二次評価(事務事業評価委員会による評価)

今後の方向性	1 継続(現行どおり)
〔具体的内容〕 要望の声に応じて, ニーズに応じた事業展開方法を検討すること。	

No.	7
-----	---

担当課等	福祉課
------	-----

総合計画	第1章 住みよいまちづくり
	第1項 健やかに暮らせるまちづくり
	第1節 安心して子育てができる環境づくり

事務事業名		障害児保育事業				
事業概要	対象	民間保育所で行う障害児保育事業				
	目的	心身に障害を有する児童を健常児と共に集団保育を実施することにより、障害児の健全な社会性の成長及び発達を促進する。				
	実施内容	だいが保育園, 池田保育園に対し補助する。(町単独事業)				
	当該度事業費 (単位:千円)	財源内訳				
	355	国支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源
					355	
状況説明	交付税措置により県補助事業なし ※平成20年10月から実施 ※平成27年度は、利用者なしのため支出なし					
総合計画における数値目標	区分(数値目標名)				単位	
	計画策定時		平成31年度		進捗状況	

【事務事業の評価】

◎一次評価(担当課においての評価)

I 評価基準ごとの評価

目的妥当性	有効性	効率性	公平性
妥当である	妥当である	妥当である	妥当である

II 総合評価

今後の方向性	1 継続(現行どおり)
大子町障害児保育事業費補助金交付要綱に基づき支出している。健常児と同じカリキュラムで保育するため、常時、援助や見守りが必要であり、補助金支出は妥当である。	
〔担当所属長意見〕	
障がい児の健全な成長及び集団生活に慣れさせるために、欠くことのできない事業であると考え。	

◎二次評価(事務事業評価委員会による評価)

今後の方向性	1 継続(現行どおり)
〔具体的内容〕	
—	

No.	8
-----	---

担当課等	福祉課
------	-----

総合計画	第1章 住みよいまちづくり
	第1項 健やかに暮らせるまちづくり
	第1節 安心して子育てができる環境づくり

事務事業名		病児・病後児保育事業				
事業概要	対象	病児・病後児及びその保護者				
	目的	集団保育等の困難な期間に、児童を一時的に預かる事業				
	実施内容	(対象条件)生後2か月から小学6年生までのお子さん。病気療養中又は病気の回復期にあること。保護者が勤務の都合、傷病、事故、出産、冠婚葬祭等により家庭における保育が困難であること。 (委託先)医療法人保内郷厚生会 ※子ども・子育て支援交付金 負担割合 国1/3, 県1/3, 町1/3				
	当該度事業費 (単位:千円)	財 源 内 訳				
	8,618	国支出金 2,872	県支出金 2,872	地方債	その他	一般財源 2,874
状況説明	【平成28年度実施状況】 開設日:294日, 利用者数250名, 登録児童数46名 職員:看護師(常勤)2名, 保育士(常勤)1名, その他職員(常勤)1名, (非常勤)7名					
総合計画における数値目標	区分(数値目標名)				単位	
	計画策定時	平成31年度	進捗状況			

【事務事業の評価】

◎一次評価(担当課においての評価)

I 評価基準ごとの評価

目的妥当性	有効性	効率性	公平性
妥当である	妥当である	妥当である	妥当である

II 総合評価

今後の方向性	1 継続(現行どおり)
病気療養中または回復期の集団保育が困難な時期において、その児童を一時的に預かる当事業の効果は大きい。仕事と子育ての両立を支援するためには必要な事業といえる。	
〔担当所属長意見〕 病気のため通常の保育が困難である児童に対して、病院と保育所の機能を兼ね備えたもので、今後も継続する必要があると考える。	

◎二次評価(事務事業評価委員会による評価)

今後の方向性	1 継続(現行どおり)
〔具体的内容〕 —	

No.	9
-----	---

担当課等	福祉課
------	-----

総合計画	第1章 住みよいまちづくり
	第1項 健やかに暮らせるまちづくり
	第1節 安心して子育てができる環境づくり

事務事業名		一時保育事業				
事業概要	対象	保護者の傷病・入院等により一時的に保育が必要となる児童に対する保育				
	目的	一時保育を実施する保育所に対し、事業経費の補助を行うことにより児童の福祉増進を図る。				
	実施内容	事業を実施する「だいが・池田保育園」に対し、補助金を交付する。(国1/3 県1/3 町1/3) 平成20年度から事業を実施し、平成21年度は経過措置分として1園450,000円が基準額となった。平成22年度より、茨城県特別保育事業費補助金から国の子育て支援交付金への見直しが行われた。				
	当該度事業費 (単位:千円)	財 源 内 訳				
	610	国支出金 203	県支出金 203	地方債	その他	一般財源 204
状況説明	【平成28年度実績】 ①だいが保育園 利用延人数120名 ②池田保育園 利用延人数40名					
総合計画における 数値目標	区分(数値目標名)				単位	
	計画策定時	平成31年度	進捗状況			

【事務事業の評価】

◎一次評価(担当課においての評価)

I 評価基準ごとの評価

目的妥当性	有効性	効率性	公平性
妥当である	妥当である	どちらともいえない	妥当である

II 総合評価

今後の方向性	1 継続(現行どおり)
保護者の疾病や育児疲れ等による緊急・一時的な保育事業である。利用時には費用負担が発生する。利用料を無料にすると、保育園との差別化が無くなり混乱が発生する可能性があるため、現行どおりが望ましい。なお、保育所・園に通園している児童は利用できない。	
〔担当所属長意見〕 保育所及び幼稚園未利用の児童を一時的に預かる事業であり、利用者からは好評であり、今後も継続すべきと考える。	

◎二次評価(事務事業評価委員会による評価)

今後の方向性	1 継続(現行どおり)
〔具体的内容〕 —	

No.	10
-----	----

担当課等	福祉課
------	-----

総合計画	第1章 住みよいまちづくり
	第1項 健やかに暮らせるまちづくり
	第1節 安心して子育てができる環境づくり

事務事業名		放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ事業)だいが放課後児童クラブ分				
事業概要	対象	昼間、就労等により保護者が不在の、小学校児童1年生から6年生まで				
	目的	放課後等に児童が安心して活動できる場の確保を図るとともに、次世代を担う児童の健全育成を支援する。				
	実施内容	大子町社会福祉協議会に事業委託し、文化福祉会館まいんにおいて実施している。平成28年度から、子ども・子育て支援交付金(国)、放課後児童健全育成事業費等補助金(県)による補助を受けている。平成24年度から放課後児童クラブ「だいが」「なかよし」の入所は、児童の希望により選択できる状態となっている。なお、児童タクシー(迎車代)については、平成29年度より廃止した。				
	当該度事業費 (単位:千円)	財源内訳				
		国支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源
	8,290	2,280	2,280			3,730
状況説明		(開設状況)平成28年度 平日:202日、土曜日:32日、長期休業日:41日 合計275日 (児童数)1年生13人、2年生9人、3年生16人 合計38人 (職員数)常勤2人、非常勤2人				
総合計画における数値目標	区分(数値目標名)					単位
	放課後児童クラブの設置数					箇所
	計画策定時	0	平成31年度	3	進捗状況	2

【事務事業の評価】

◎一次評価(担当課においての評価)

I 評価基準ごとの評価

目的妥当性	有効性	効率性	公平性
妥当である	妥当である	妥当である	妥当である

II 総合評価

今後の方向性	1 継続(現行どおり)
<p>昼間、就労等により保護者が不在の小学校児童1年生から6年生までを対象として、放課後の保育を実施している。希望者も多く、選考になる場合もあるが、継続的に実施が必要であると思われる。</p>	
<p>〔担当所属長意見〕</p> <p>子ども子育て支援計画では6年生まで拡充することとなり、今年度は4年生まで拡充できたことは一定の成果があったと考える。今後も、利用者の意向を汲み取りながら継続していきたいと考えている。</p>	

◎二次評価(事務事業評価委員会による評価)

今後の方向性	2 見直し(拡充)
<p>〔具体的内容〕</p> <p>①6年生までの拡充を検討すること。 ②利用者目線に立ち、放課後子ども教室推進事業との窓口の一本化に向けて検討を行うこと。</p>	

No.	11
-----	----

担当課等	福祉課
------	-----

総合計画	第1章 住みよいまちづくり
	第1項 健やかに暮らせるまちづくり
	第1節 安心して子育てができる環境づくり

事務事業名		放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ事業)なかよし放課後児童クラブ分				
事業概要	対象	昼間、就労等により保護者が不在の小学校児童1年生から6年生				
	目的	放課後等に児童が安心して活動できる場の確保を図るとともに、次世代を担う児童の健全育成を支援する。				
	実施内容	社会福祉法人清和会に事業委託し、だいが保育園「放課後児童クラブ室」において実施している。平成28年度から、子ども・子育て支援交付金(国)、放課後児童健全育成事業費等補助金(県)による補助を受けている。平成24年度から放課後児童クラブ「だいが」「なかよし」の入所は、児童の希望により選択できる状態となっている。なお、児童タクシー(迎車代)については、平成29年度より廃止した。				
	当該度事業費 (単位:千円)	財源内訳				
		国支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源
	5,025	1,519	1,519			1,987
状況説明		(開設状況)平成28年度 平日:192日、土曜日:47日、長期休業日:48日 合計287日 (児童数)1年生13人、2年生8人、3年生4人 合計25人 (職員数)常勤2人、非常勤1人				
総合計画における数値目標	区分(数値目標名)					単位
	放課後児童クラブの設置数					箇所
	計画策定時	0	平成31年度	3	進捗状況	2

【事務事業の評価】

◎一次評価(担当課においての評価)

I 評価基準ごとの評価

目的妥当性	有効性	効率性	公平性
妥当である	妥当である	妥当である	妥当である

II 総合評価

今後の方向性	1 継続(現行どおり)
<p>昼間、就労等により保護者が不在の小学校児童1年生から6年生までを対象として、放課後の保育を実施している。平成29年度より、長期休暇期間中に池田保育園を使用しており、各学校から池田保育園までの送迎を希望する意見も出されたが、タクシー送迎を廃止しており実施は難しいと思われる。</p>	
<p>〔担当所属長意見〕</p> <p>子ども子育て支援計画では6年生まで拡充することとなり、今年度は4年生まで拡充できたことは一定の成果があったと考える。今後も、利用者の意向を汲み取りながら継続していきたいと考えている。</p>	

◎二次評価(事務事業評価委員会による評価)

今後の方向性	2 見直し(拡充)
<p>〔具体的内容〕</p> <p>①6年生までの拡充を検討すること。 ②利用者目線に立ち、放課後子ども教室推進事業との窓口の一本化に向けて検討を行うこと。</p>	

No.	12
-----	----

担当課等	福祉課
------	-----

総合計画	第1章 住みよいまちづくり
	第1項 健やかに暮らせるまちづくり
	第1節 安心して子育てができる環境づくり

事務事業名		ファミリー・サポート・センター事業				
事業概要	対象	子育て世帯(主に小学生児童の保護者)				
	目的	乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の労働者や主婦等を会員として、児童の預かりの援助を受けることを希望する者と当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行う。				
	実施内容	・年間事業月数:12月, 開設日:月曜日～金曜日 8:30～17:00 ・コーディネーター1人, 補助員2人 ・太子町社会福祉協議会に業務委託				
	当該度事業費 (単位:千円)		財源内訳			
		国支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源
1,800		600	600			600
状況説明		①周知活動:パンフレット配布, 説明会開催(毎月第2月曜日) ②職員の研修・セミナーへの参加 ③勉強会の開催:基礎研修, 救急法研修 ④協力会員数43人, 利用会員数13人				
総合計画における数値目標		区分(数値目標名)				単位
		計画策定時	平成31年度	進捗状況		

【事務事業の評価】

◎一次評価(担当課においての評価)

I 評価基準ごとの評価

目的妥当性	有効性	効率性	公平性
妥当である	妥当である	妥当である	妥当である

II 総合評価

今後の方向性	1 継続(現行どおり)
乳幼児及び小学生等の児童を有する子育て中の保護者を会員として登録し、当該会員が相互に行う育児の援助活動に関する連絡及び調整を行っている。子ども子育て支援法に基づく、子育て援助活動支援事業であるが、事業自体の認知度が不足しており、今後は積極的なPRが必要である。	
〔担当所属長意見〕 子育て支援事業の一環として、子ども子育て支援計画にも位置付けられており、本町においては、平成28年度から社会福祉協議会に業務委託しスタートしたもので、徐々に利用実績も増えてきており、今後も力を入れたい事業のひとつである。	

◎二次評価(事務事業評価委員会による評価)

今後の方向性	4 見直し(改善)
〔具体的内容〕 他事業との連携及びPR方法について見直しを行うこと。	

No.	13
-----	----

担当課等	健康増進課
------	-------

総合計画	第1章 住みよいまちづくり
	第1項 健やかに暮らせるまちづくり
	第5節 適切な医療が受けられる体制の充実

事務事業名		水戸赤十字病院産婦人科医療補助金				
事業概要	対象	水戸赤十字病院産婦人科				
	目的	周産期及び婦人科医療の安定的な提供体制を確保するため、従事する医師を確保する。				
	実施内容	<p>医師(部長級)1人あたりの人件費基準額21,000千円のうち、県央地域定住自立圏共生ビジョンにより20,000千円を負担、残りの1,000千円を県北3市町村(常陸太田市, 常陸大宮市, 大子町)の前々年度婦人科患者数(入院+通院)構成比で按分している。</p> <p>【参考】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県央地域定住自立圏:水戸市, ひたちなか市, 那珂市, 小美玉市, 茨城町, 大洗町, 城里町, 東海村 ※補助金においては, 笠間市を除く ・共生ビジョン計画期間 平成29~33年度 5年間 ※以後検討 				
	当該度事業費 (単位:千円)	財源内訳				
	104	国支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源
					104	
状況説明	<p>県北地域においてハイリスク分娩, 婦人科系がん診療の専門的治療の行える唯一の医療機関である。圏域住民が安心して子供を産み育てられる環境維持のため, 県央・県北地域市町村において産婦人科医師確保に苦慮している水戸赤十字病院に対し, 平成29年度より財政的な支援を行う。</p>					
総合計画における数値目標	区分(数値目標名)				単位	
	計画策定時	平成31年度	進捗状況			

【事務事業の評価】

◎一次評価(担当課においての評価)

I 評価基準ごとの評価

目的妥当性	有効性	効率性	公平性
妥当である	妥当である	妥当である	妥当である

II 総合評価

今後の方向性	1 継続(現行どおり)
<p>地域医療の充実を図るには, 地域の枠を拡大した体制づくりが必須であり, その枠組みは多いほど有効である。医療資源の少ない県北地域では, 専門性の高い産婦人科の存在は重要である。</p>	
〔担当所属長意見〕	
<p>当町住民の利用実績があり, 他市町村と足並みを揃える観点からも, 補助は妥当なものである。</p>	

◎二次評価(事務事業評価委員会による評価)

今後の方向性	1 継続(現行どおり)
〔具体的内容〕	
—	

No.	14
-----	----

担当課等	健康増進課
------	-------

総合計画	第1章 住みよいまちづくり
	第1項 健やかに暮らせるまちづくり
	第1節 安心して子育てができる環境づくり

事務事業名		電子母子手帳サービス事業				
事業概要	対象	妊婦及び6歳未満の乳幼児の保護者, 家族				
	目的	妊娠・出産・育児期の不安の軽減, 孤立化の防止				
	実施内容	妊娠・出産・育児のサポートの一つとして, インターネットやスマートフォンを通して登録した利用希望者に対し, 子どもの成長記録や予防接種管理, 地域情報等を提供する。 平成27年度より妊婦及び3歳未満の乳幼児の保護者, 家族にきずなメールを配信していたが, 6歳未満まで対応し, なおかつ情報内容が充実した電子母子手帳サービス事業に変更し, 子育て等の情報を配信するもの。				
	当該度事業費 (単位:千円)	財源内訳				
	216	国支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源 216
状況説明	平成29年度より事業を開始する。					
総合計画における 数値目標	区分(数値目標名)				単位	
	計画策定時	平成31年度	進捗状況			

【事務事業の評価】

◎一次評価(担当課においての評価)

I 評価基準ごとの評価

目的妥当性	有効性	効率性	公平性
妥当である	妥当である	妥当である	妥当である

II 総合評価

今後の方向性	1 継続(現行どおり)
導入1年目の事業であり, 今後は登録者数の増大に繋がるPR活動が必要である。	
〔担当所属長意見〕 きずなメールは, 妊婦及び3歳未満の保護者へ一律の育児情報を配信するのみであったが, 電子母子手帳は対象を拡大し, 配信内容もより充実したものとなっている。電子母子手帳については, 現在県内で4市町が取り入れているが, その他の自治体でも取り入れる動きがある。	

◎二次評価(事務事業評価委員会による評価)

今後の方向性	1 継続(現行どおり)
〔具体的内容〕 —	

No.	15
-----	----

担当課等	まちづくり課
------	--------

総合計画	第1章 住みよいまちづくり
	第4項 まちの将来を担う人づくり
	第1節 豊かな人間性を育む学校教育の充実

事務事業名		大子清流高校魅力アップ事業				
事業概要	対象	大子清流高校の学生・保護者, 受入家庭, 学校給食センター				
	目的	大子清流高校への支援を充実し, 入学者の増員を図る。				
	実施内容	大子清流高校の学生への学習支援, 全国大会へ出場し大子町の知名度を上げるなどの活躍をする生徒への活動支援を行い, 大子清流高校の魅力度を上げ, 入学者の増員を図る。				
	当該度事業費 (単位:千円)	財源内訳				
		国支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源
	1,009					1,009
状況説明	<p>少子化や町外への進学が増加に伴い, 大子清流高校への入学者が減少している。このまま減少が続けば, 大子清流高校の存続も危ぶまれる。大子清流高校の存続は, 地域活性化の要である。</p> <p>具体的な支援策としては, 学力向上, 部活動の活性化, 給食の提供, 国際交流の分野で支援事業を実施している。</p> <p>◎入学者の推移 H24 121人, H25 88人, H26 104人, H27 85人, H28 70人</p>					
総合計画における 数値目標	区分(数値目標名)					単位
	計画策定時		平成31年度		進捗状況	

【事務事業の評価】

◎一次評価(担当課においての評価)

I 評価基準ごとの評価

目的妥当性	有効性	効率性	公平性
妥当である	どちらともいえない	どちらともいえない	どちらともいえない

II 総合評価

今後の方向性	2 見直し(拡充)
清流高校の魅力向上につなげる更なる対策が必要である。 また, 給食申込管理システムを構築し, 事務の効率化を図る。	
〔担当所属長意見〕	
清流高校の魅力度を上げるため, 他にどのような対策が必要か検討する。 また, 下宿先の確保について高校と連携して検討する。	

◎二次評価(事務事業評価委員会による評価)

今後の方向性	2 見直し(拡充)
〔具体的内容〕	
役場全体で検討を行い, 推進すること。	

No.	16
-----	----

担当課等	教育委員会事務局 学校教育担当
------	-----------------

総合計画	第1章 住みよいまちづくり
	第4項 まちの将来を担う人づくり
	第1節 豊かな人間性を育む学校教育の充実

事務事業名		筑波大学との連携による学力向上推進事業				
事業概要	対象	小中学校の教職員及び児童生徒				
	目的	筑波大学に蓄積された知見を活用し、「教職員の研修」及び「児童生徒の学力向上のための事業」を実施する。				
	実施内容	町教育委員会と大学側、それぞれの担当教職員が、年度初め及び年度終了時期に実施計画、総括会議の場を設け、事業方針及び詳細を協議しながら実施する。				
	当該度事業費 (単位:千円)	財源内訳				
		国支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源
	2,627					2,627
状況説明		<ul style="list-style-type: none"> ・教員の授業力向上に向けた公開授業の実施や教授による講演、筑波大学の学生による理科実験公開授業の実施、太子町の小中連携教育推進事業に対するアドバイスなどを受けている。 ・平成24年度から、更に多くの教授や教官が本町に足を運び、特別支援教育の研修をする機会を得たり、指導を受けるなど、連携の対象が増えている。 ・町内中学生の希望者全員が、夏季休業を利用して筑波大学のオープンキャンパスへ参加している。 				
総合計画における数値目標		区分(数値目標名)				単位
		計画策定時	平成31年度	進捗状況		

【事務事業の評価】

◎一次評価(担当課においての評価)

I 評価基準ごとの評価

目的妥当性	有効性	効率性	公平性
妥当である	妥当である	妥当である	妥当である

II 総合評価

今後の方向性	1 継続(現行どおり)
<p>高い専門性を有する大学との連携には、喫緊の教育課題に対応していくための大きなアドバンテージがある。新学習指導要領の実施に向けて、教職員の研修のさらなる充実や、児童生徒の学習意欲を高揚させるためのアプローチを模索していきたい。</p>	
[担当所属長意見]	
<p>現在の学校教育に求められている様々なニーズに適切に対応しながら、児童生徒の学力向上等に取り組んでいくためには、本事業の役割は極めて大きいと考え、現行通りの継続としたい。</p>	

◎二次評価(事務事業評価委員会による評価)

今後の方向性	4 見直し(改善)
[具体的内容]	
協定内容を確認し、見直すこと。	

No.	17
-----	----

担当課等	教育委員会事務局 学校教育担当
------	-----------------

総合計画	第1章 住みよいまちづくり
	第4項 まちの将来を担う人づくり
	第1節 豊かな人間性を育む学校教育の充実

事務事業名		学びの広場サポートプラン事業				
事業概要	対象	小学校第4・5学年の児童				
	目的	算数(数学)の基礎的・基本的な知識・技能を定着させる。				
	実施内容	夏季休業中, 非常勤講師などを学校へ派遣し, 児童(生徒)の個に応じたきめ細かな指導を行う。算数(数学)の補習授業は2時間×5日実施する。				
	当該度事業費 (単位:千円)	財 源 内 訳				
		国支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源
	1,534		204			1,330
状況説明		<ul style="list-style-type: none"> 茨城県教育委員会と大子町が委託契約を締結して実施する。 町教育委員会が参加学校を募集する。参加希望学校数に必要な非常勤講師等を募集し, 学校へ派遣する。 				
総合計画における数値目標		区分(数値目標名)				単位
計画策定時		平成31年度		進捗状況		

【事務事業の評価】

◎一次評価(担当課においての評価)

I 評価基準ごとの評価

目的妥当性	有効性	効率性	公平性
妥当である	妥当である	妥当である	妥当である

II 総合評価

今後の方向性	1 継続(現行どおり)
茨城県教育委員会が本事業を取り止めない限り, 実施していくことになる。サポーターとの連携を密にして, 効果的に進めていけるように努めていきたい。	
[担当所属長意見]	
夏季休業中の児童生徒の学習の場となっていることもあり, 学力向上の視点から考えても, 本事業を継続していくことは妥当であると考えます。	

◎二次評価(事務事業評価委員会による評価)

今後の方向性	1 継続(現行どおり)
[具体的内容]	
—	

総合計画	第1章 住みよいまちづくり
	第4項 まちの将来を担う人づくり
	第1節 豊かな人間性を育む学校教育の充実

事務事業名		教育支援センター事業				
事業概要	対象	学校長が個別的な相談及び指導を要すると認め、教育長が、通室が適当と認める児童生徒				
	目的	登校できない児童生徒に対する個別指導や集団活動を通して、自主性や社会性の育成を図るとともに教育相談を行い、学校生活への適応を支援する。				
	実施内容	学校長が個別的な相談及び指導を要すると認める児童生徒を教育長が特に通室が適当と認める者について入室させ、指導の目的に添って支援する。				
	要	当該度事業費 (単位:千円)	財源内訳			
	6,529	国支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源 6,529
状況説明		保護者や教職員に対して、電話や面接で随時相談を受け付けている。教育相談員が学校を年に2回訪問し、気になる児童生徒について、教職員と綿密な情報交換を実施した。また、教員を対象とした研修会を実施した。町広報紙やPTAの集会などで広報活動を行う。				
総合計画における数値目標		区分(数値目標名)				単位
		計画策定時	平成31年度	進捗状況		

【事務事業の評価】

◎一次評価(担当課においての評価)

I 評価基準ごとの評価

目的妥当性	有効性	効率性	公平性
妥当である	妥当である	妥当である	妥当である

II 総合評価

今後の方向性	1 継続(現行どおり)
登校できない児童生徒や様々な悩みを抱える児童生徒及びその保護者への支援において大きな成果を上げており、今後も事業の継続が必要である。	
〔担当所属長意見〕	
登校できない児童生徒や様々な悩みを抱える児童生徒に対応するため、今後も事業の継続が必要である。	

◎二次評価(事務事業評価委員会による評価)

今後の方向性	4 見直し(改善)
〔具体的内容〕	
運営場所の選定を含めて、効率化を図ること。	

総合計画	第1章 住みよいまちづくり
	第4項 まちの将来を担う人づくり
	第1節 豊かな人間性を育む学校教育の充実

事務事業名		児童生徒読書推進事業				
事業概要	対象	小学校児童, 中学校生徒				
	目的	児童生徒や保護者などが読書に親しむ習慣を定着させ, 読書を基盤とした豊かな心の育成に努め, まちの将来を担う人づくりを目指す。				
	実施内容	「大子町児童生徒読書活動推進委員会」を組織して, 各種事業を推進する。具体的には, (1)学校図書館の充実(2)臨時職員による学校図書館運営の支援 (3)各小中学校でうちどく(家読)だよりの発行(4)読書集会, 読書感想文コンクール及び読書感想画コンクールの開催(5)うちどく(家読)推進校の指定(6)大子町ホームページへ情報掲載などを実施する。				
	当該度事業費 (単位:千円)	財源内訳				
	9,667	国支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源
						9,667
状況説明		<p>・平成19～20年度, 文部科学省委託「読む・調べる」習慣の確立に向けた実践研究事業が完了し, 平成21年度から「大子町児童生徒読書活動推進委員会」を設置した。</p> <p>・大子町児童生徒読書活動推進委員会が読書感想文コンクール, 小中学生による読書集会, 読書感想画コンクール, 委員・読書団体等へ読み聞かせ研修会等を実施している。</p>				
総合計画における数値目標		区分(数値目標名)				単位
計画策定時		平成31年度		進捗状況		

【事務事業の評価】

◎一次評価(担当課においての評価)

I 評価基準ごとの評価

目的妥当性	有効性	効率性	公平性
妥当である	妥当である	妥当である	妥当である

II 総合評価

今後の方向性	1 継続(現行どおり)
町内の児童生徒の読書に対する意識は非常に高く, 読書量も茨城県平均と比較してかなり高い数値である。10年間継続している本事業の成果である。今後も継続していく必要がある。	
〔担当所属長意見〕	
10年間継続してきた事業で, 「読書のまち」の基盤となる事業である。児童生徒だけでなく, 保護者や地域住民の読書啓発にもつながっている。継続すべき事業である。	

◎二次評価(事務事業評価委員会による評価)

今後の方向性	2 見直し(拡充)
〔具体的内容〕	
読書のまち推進強化に向け, 検討を進めること。	

No.	20
-----	----

担当課等	教育委員会事務局 生涯学習担当
------	-----------------

総合計画	第1章 住みよいまちづくり
	第4項 まちの将来を担う人づくり
	第2節 生涯にわたり学習できる環境の整備

事務事業名		図書館「プチ・ソフィア」の管理運営				
事業概要	対象	図書館「プチ・ソフィア」				
	目的	読書活動を推進し、読書を通じて心の豊かさを育てることを目的とする。				
	実施内容	読者ニーズに対応した図書の購入及びお勧め本等の購入を図る。 インターネットを利用した蔵書の検索ができるシステムの運用を行う。				
	当該度事業費 (単位:千円)		財源内訳			
9,265		国支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源
						9,265
状況説明		平成25年12月補正予算にて、蔵書のWeb検索システムを導入した。これにより、インターネットから蔵書の検索及び貸出し状況が確認できるようになった。予約については、来館するか電話での予約としている。町民ニーズに沿った図書の購入を実施しており、蔵書の内容は良い。				
総合計画における数値目標		区分(数値目標名)				単位
		計画策定時	平成31年度	進捗状況		

【事務事業の評価】

◎一次評価(担当課においての評価)

I 評価基準ごとの評価

目的妥当性	有効性	効率性	公平性
妥当である	妥当である	どちらともいえない	妥当である

II 総合評価

今後の方向性	1 継続(現行どおり)
<p>町民のニーズに対応した図書や各年代に合わせた図書等の購入を行っており、蔵書の充実が図られている。 施設が老朽化しているので改修を計画的に行い、図書館としての機能を向上させる必要がある。</p>	
〔担当所属長意見〕	
<p>平成19年に「読書のまち宣言」をしてから10年が経ち、計画的な図書の購入により蔵書の充実が図られてきた。今後も、計画的に図書の購入を行っていくとともに、老朽化した施設の整備を行うことが重要である。</p>	

◎二次評価(事務事業評価委員会による評価)

今後の方向性	1 継続(現行どおり)
〔具体的内容〕	
<p>利便性の向上について、検討を行うこと。</p>	

No.	21
-----	----

担当課等	教育委員会事務局 生涯学習担当
------	-----------------

総合計画	第1章 住みよいまちづくり
	第4項 まちの将来を担う人づくり
	第5節 青少年の健全育成

事務事業名		放課後子ども教室推進事業				
事業概要	対象	大子町内の全小学校区及び大子特別支援学校				
	目的	家庭、地域、学校及び行政の連携のもとに、放課後の子どもたちが学校から自宅へ帰宅するまでの間、安全かつ安心して過ごすことができる居場所を提供する。				
	実施内容	・町立小学校は週5日、下校時刻から午後6時まで実施 ・大子特別支援学校は週3日、下校時刻から午後4時50分まで実施 ・運営は、公募型プロポーザルにより委託先を選定				
	当該度事業費 (単位:千円)	財源内訳				
		国支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源
	40,045		12,847			27,198
状況説明	◎平成28年度実施状況 全小学校において、週5日、下校時刻から午後6時まで実施している。(県立大子特別支援学校は週3日、午後5時まで) 委託先は、茨城県生涯学習・社会教育研究会					
総合計画における数値目標	区分(数値目標名)					単位
	計画策定時	平成31年度	進捗状況			

【事務事業の評価】

◎一次評価(担当課においての評価)

I 評価基準ごとの評価

目的妥当性	有効性	効率性	公平性
妥当である	妥当である	どちらともいえない	妥当である

II 総合評価

今後の方向性	1 継続(現行どおり)
参加する児童が増加していることから、教育活動サポーターの増員や活動スペースの確保など学校側との協議が必要となる。	
〔担当所属長意見〕	
放課後子ども教室を行うことで子どもの安全が確保され、保護者が安心して預けることができることから、今後も実施していくことが望ましい。	

◎二次評価(事務事業評価委員会による評価)

今後の方向性	1 継続(現行どおり)
〔具体的内容〕	
利用者目線に立ち、放課後児童健全育成事業との窓口の一本化に向けて検討を行うこと。	

○大子町行政評価実施要綱

平成25年9月1日

告示第54号

(目的)

第1条 この要綱は、町が行う事務事業について、目的妥当性、有効性、効率性、公平性等の観点から客観的に分析し、検証を行うこと（以下「行政評価」という。）の実施に關して必要な事項を定めることにより、事務事業の効果的かつ効率的な推進及び行政運営の透明化を確保することを目的とする。

(対象事務事業)

第2条 行政評価の対象となる事務事業は、町が行う全ての事務事業の中から、年度ごとに副町長が必要性を勘案して選定するものとする。

(評価方法)

第3条 所属長は、前条の規定により選定された事務事業のうち所掌する事務事業について評価を行い、事務事業評価調査書（別記様式。以下「評価書」という。）を毎年度出納整理期間終了後、速やかに町長に提出しなければならない。

(事務事業評価委員会)

第4条 前条の規定により提出された評価書の内容を客観的に審査するため、大子町事務事業評価委員会（以下「委員会」という。）を置く。

2 委員は、委員長、副委員長1人及び委員3人をもって組織する。

3 委員長は副町長を、副委員長は教育長をもって充てる。

4 委員は、次に掲げる者をもって充てる。

(1) 総務課長

(2) まちづくり課長

(3) 財政課長

5 委員長は、委員会の会務を総理し、委員会を代表する。

6 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

7 委員会の会議は、必要に応じて委員長が招集し、その議長となる。

8 委員会の庶務は、まちづくり課において処理する。

(審査)

第5条 委員会は、審査上必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、その意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

2 委員会は、必要に応じて再評価を所属長に指示することができる。この場合において、所属長は再評価したものを、改めて町長に提出するものとする。

3 委員会は、最終的な審査結果を町長に報告するものとする。

(公表)

第6条 町長は、前条の規定により委員会から報告があったときは、その内容を町議会に報告するとともに広報紙又は町ホームページにより広く町民に公表するものとする。

2 所属長は、所掌する事務事業に関する評価を事業の見直し及び改善に反映させるとともに、効果的な事務事業の展開を図るものとする。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、行政評価の実施に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。